

「地域防犯防火連携組織」について

1 概要・目的

(1) 概要

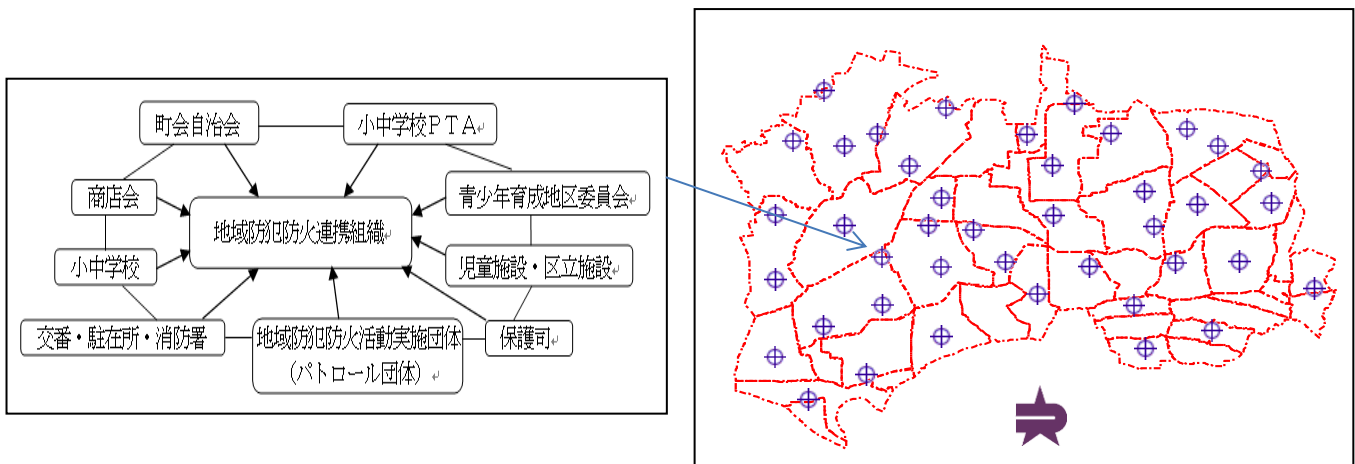
「地域防犯防火連携組織」は、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成 18 年度から設立が開始され、「地域のことは地域で協力して守る」という考え方にに基づき、町会自治会・商店会・小学校・小中学校 PTA・児童施設・学校応援団・青少年育成地区委員会など、日頃から防犯・防火について活動している各団体が、相互の連絡調整・情報交換を行うための組織です。

(2) 目的

小学校の学区域を単位として連携組織を立ち上げ、年に 2 回程度「連絡会」を開催し、各団体の活動実施状況報告、地域ごとの防犯・防火にかかる課題等についての情報交換・意見交換などを通じて、各団体間における日頃の繋がりを密にすることにより、犯罪・火災等の危機に強い練馬区の構築を目的とします。

2 イメージ・構想

連携組織は、下記に掲げるような地域団体のうち、趣旨に賛同した団体で構成し、同様の組織体の網目を区内全域に構築していきます。



3 連携組織の活動内容

別紙「連携組織活動の例」参照

4 連携組織の利点・区からの補助金

- (1) 「連絡会」の席上に、警察、消防、区の職員を招いて、防犯・防火にかかる最新の情報を得ることができます。
- (2) 「連携組織」に対し、年間3万円を区が助成します。その地域における防犯・防火活動のための各種経費に充てることができます。

5 連携組織の設置パターン

新規に設置する方法のほか、地域には既に地域団体が連携協力する組織体として「避難拠点運営連絡会」「学校応援団」などの組織があります。

それらの既存組織が定例的に行う会議のなかで、年に2回程度、防犯・防火にかかる情報交換も行うということがあれば、その組織をそのまま「連携組織」として登録することも可能です。

6 連携組織にかかる事務手続き

「連携組織」を登録いただく場合には、代表者・担当者を決めて、「登録申請書」「補助金交付申請書」を区に提出していただきます。（※手続きは難しくありません。）

その際、補助金の交付方法として、指定の口座に振り込む方法、現金にてお渡しする方法、どちらかの方法を選択いただきます。

7 担当

練馬区 危機管理室 安全・安心担当課 地域連携推進担当係

電 話：03-5984-1239

F A X：03-3993-1194

○ 連携組織活動の例

大泉第六小学校連携組織 あんあん大六 「合同防犯強化訓練」

児童の安全を脅かすような事件・事故が起こったとき、直ちにPTA(保護者)と学校と地域が協力して児童の安全を守るような体制をとれるよう、連携組織内で連絡体制などについて話し合いを行い、合同防犯強化訓練を実施した。

初日は児童の引き取り訓練、二日目以降はPTAの地区班ごとの集団登校・下校など、と警戒の段階を変えながら平日5日間を通して行われた。

学校からPTA・町会などにすぐさま事件の情報提供がなされ、町会員の方も児童の登校時・下校時に見守りを行うなど、学校のみならず地域一帯を巻き込んだ有意義な訓練となった。



写真は引き取り訓練の様子(左)と
連携組織補助金で購入した旗(右)

旭町小学校連携組織 旭町地域防犯連絡協議会 「合同パトロール」

普段児童が利用している通学路が、暗くなったらどのように様変わりをするのか、冬の夕暮れの早い時間に、連携組織メンバーで実際に歩いてまわる合同パトロールを年1回行っている。

ゴミを拾ったり、危険な場所をチェックしながら、班ごとに学区域をくまなくパトロールをする。

時間帯を変えてパトロールすることで、日常では見えづらい地域の現状が実感できるほか、集団での巡回は周囲に防犯意識の高さを示すことができるため、大変効果的なイベントとなっている。



写真は合同パトロールの様子
当日は気温が低いこともあり、
連携組織補助金でカイロを購入し
使用した。